

西三河都市計画事業刈谷野田北部土地区画整理事業
換地処分に伴う所在地変更のご案内

西三河都市計画事業刈谷野田北部土地区画整理事業は、令和8年10月9日（金）に換地処分の公告を予定しており、この翌日（10月10日）から施行区域内の地番等が変更されます。このことに伴い、法人等の所在地、土地及び建物の表し方が変更され、皆様に変更手続きを行っていただくものがあります。代表的なものをご案内いたしますので、所在地変更に係る手引としてご活用ください。

※換地処分公告日は状況により、変更（延期）になる可能性があります。

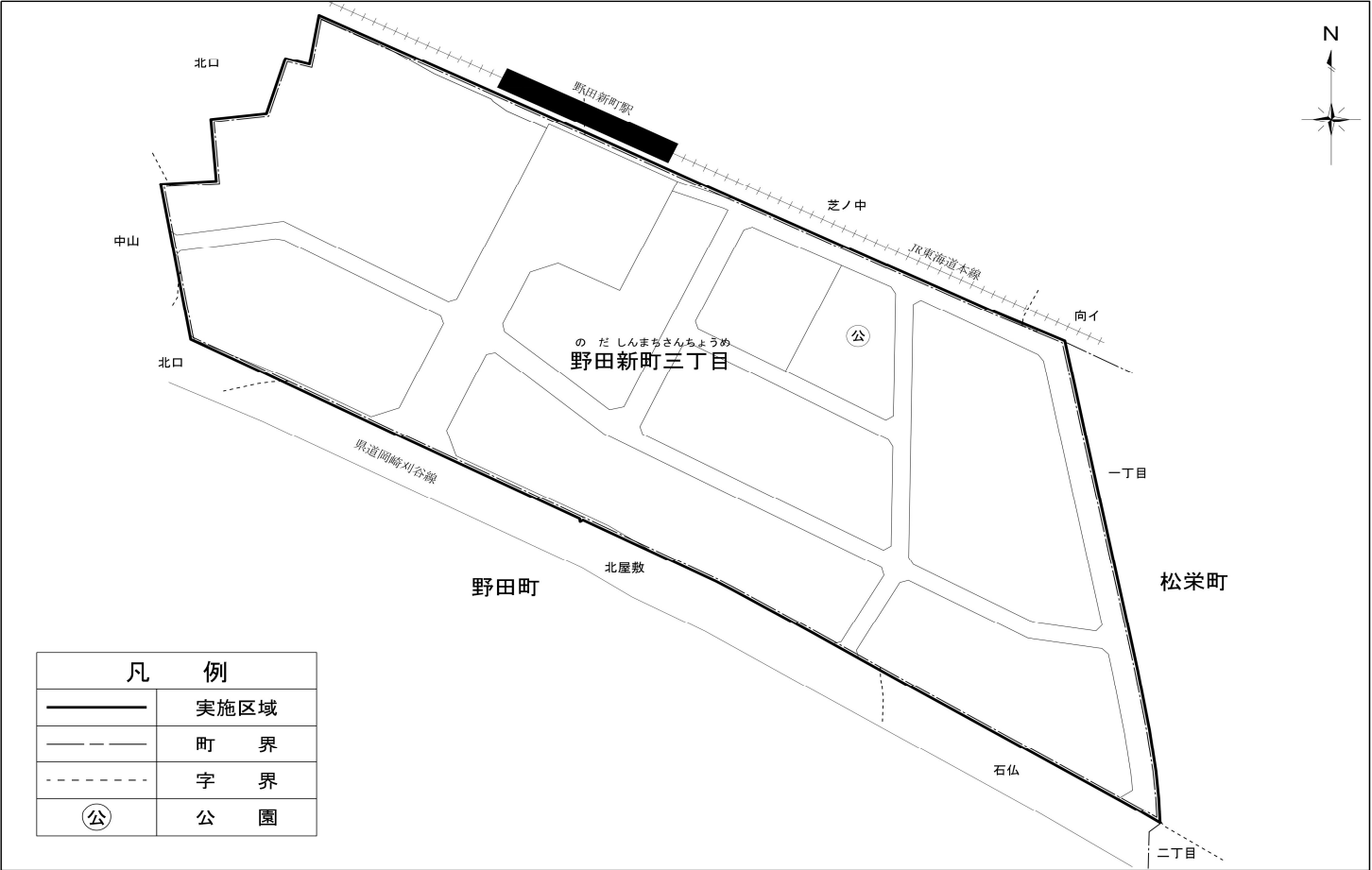
新しい所在地の表示について

令和8年10月10日（土）以降は新地番で所在地を表します。新しい所在地については、同封した「所在地番変更のお知らせ」をご確認ください。

所在地	変更前	刈谷市	野田町石仏	〇〇番地〇
	変更後	刈谷市	野田新町3丁目	□□□番地

※ 方書の変更はございません。

新町界図



郵便局の取り扱いについて

■郵便物の配達について

令和8年10月10日（土）から約1年間は、郵便局の転送サービスによってこれまでの所在地のままで郵便物が届きます。また、郵便局への変更手続きの必要はございません。

■郵便番号について

郵便番号については、次のとおりとなります。

野田新町3丁目	〒448-0862
---------	-----------

※ 野田新町1丁目2丁目と同じ郵便番号です。

変更手続き時期について

令和8年10月10日（土）以降に所在地等の変更手続きが可能になります。証明書が必要な手続きについては、10月13日（火）以降に所在地変更証明書を郵送しますので、お手元に届きましたら、手続きを行ってください。

皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

書類等の名称	説明	問合せ先
換地処分に伴う 所在地変更のご案内	この冊子です。	刈谷市 市街地整備課 区画整理業務係 ☎0566-62-1025
所在地番変更の お知らせ	令和8年10月10日（土）以降の新しい所在地が記載されています。 <u>※この通知を証明書として使用することはできません。</u>	

◆ 令和8年10月13日（火）以降にお届けするもの

書類等の名称	説明	問合せ先
所在地変更 証明書	新しい所在地を記載した証明書です。各種所在地の変更手続きに使用できます。	刈谷市 市街地整備課 区画整理業務係 ☎0566-62-1025
所在地変更の お知らせ用 はがき	新しい所在地を各所へお知らせいただけるよう、郵便局から1事業所あたり200枚が無料配布されます。 使用される際は、別添の封筒にまとめて入れるか輪ゴム等によりまとめた上、お近くの郵便局または郵便ポストへ投函してください。（切手等不要） 詳細については、刈谷郵便局にお問い合わせください。	刈谷郵便局 ☎0570-031-081

法務局での手続について

換地処分の公告がなされると、施行者（刈谷市）は、換地計画において定められた内容に基づき、一括して管轄の法務局に土地及び建物について登記を申請します。この登記申請は換地処分の公告日における登記内容に基づいて行います。

ただし、土地及び建物の表題部のみ施行者（刈谷市）で変更登記を行うため、該当する場合は権利部の住所・所在地及び法人の登記事項の変更を行う必要があります。

なお、換地処分の公告日の翌日（10月10日）から約1～2か月は表題部の書き換えのため、施行区域内の土地及び建物に関する登記手続が一時的に停止されます。書き換えが完了した際には、土地及び建物の所有者あてに登記の閉鎖が解除された旨を通知いたします。

○手続が**必要**なもの（該当する場合）

項目	変更箇所	届け出・問合せ先	手続時期	備考
土地・建物登記事項の権利部 ※表題部は市が法務局で書き換えます。	住所・所在地	不動産の所在地を管轄する法務局 刈谷市内の土地・建物の場合は 名古屋法務局刈谷支局 ☎ 0566-21-0086 （自動音声①→②）	登記手続停止期間終了後に変更手続を行ってください。 ※換地処分の公告日の翌日から2年以内の申請が義務となっております。	登記手続に関する専門的な知識をお持ちでない方がご自身で登記申請をする場合は登記手続案内が必要になります。登記手続案内は 予約制 となっておりますので、 事前に法務局に電話予約 をしてください。必要書類等も法務局にご確認ください。
会社法人等の本店・支店・代表者の登記事項	所在地・代表者の住所	本支店の所在地を管轄する法務局 刈谷市内の場合は 名古屋法務局岡崎支局 ☎ 0564-52-6415	換地処分の公告日の翌日より2週間以内に手続を行ってください。 ※法人登記の手続停止期間は ありません 。	

その他の手続について

代表的な手続をご案内いたします。なお、本手続の一覧は手続の全てを網羅しているわけではありませのでご了承ください。

項目	変更箇所	届け出・問合せ先	手続時期	必要書類
労働保険、雇用保険など	住所・所在地	それぞれの機関にお問い合わせください。		
預金通帳、定期預金証書、預かり資産、クレジット会社、キャッシュカードなど	住所・所在地	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
生命保険、損害保険、火災保険など	住所・所在地	各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。		
営業許可証など	住所・所在地	それぞれの機関にお問い合わせください。		